

第4章 推進体制

(1) 計画の推進体制

- ・ 計画を推進していくにあたり、本計画や個別施設計画の目標達成に向けて、関係部署が相互に連携しながら、組織横断的な進行管理を行います。
- ・ 施設の長寿命化や最適化による効果的な維持管理を実現するために、平成26年11月に設置した「日高市公共施設等庁内検討会議及びワーキング部会」を活用し、全庁的な取組を進めます。

(2) 市民・利用者への情報提供

- ・ 公共施設の補修・更新等費用の効率化や施設再編等にあたっては、市民の利便性やニーズとの折り合いの中、相互理解のもと進めていく必要があります。本市の実情を適確に市民に伝え、市民との情報共有を活発化し、市民と一緒に検討を進めていきます。
- ・ 計画の進捗状況等については、広報誌や本市ホームページ等を通じて、適宜、情報提供します。
- ・ 特に、整理・統合（集約化・複合化・多機能化等）などを行う場合には、施設を利用する市民の意見を十分に踏まえつつ、市民全体での理解を得るための取組を進め、論理的・客観的な視点に基づき、施設の最適化を進めていきます。

(3) 予算の平準化

- ・ 将来、維持管理費用や更新費用が集中し、十分な予算確保が困難になると予測されていることから、施設の最適化を進める中で、更新時期の前倒しや先延ばしの判断を行いながら、予算の平準化に関する検討を進めていきます。

(4) 地方公会計の活用

- ・ 公共施設に関する情報は、地方公会計に基づく固定資産台帳などを活用し、利用状況などについて、各施設所管課より適時にシステム入力を行い、公共施設の現状について随時把握できる体制とします。

(5) 計画の見直し

- ・ 計画期間が30年と長期にわたることから、本計画が実情と乖離したものとならないよう、社会情勢の変化や国・県の動向に加え、「日高市総合計画」やその他関連する計画との整合に配慮しながら、必要に応じて本計画の見直しを行います。